

2027年国際園芸博覧会屋外出展業務委託仕様書

1 業務の目的

令和9年に神奈川県横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会」（以下「博覧会」という。）において、世界各国から参加する1,500万人（予定）の入場者等に対し、宮崎の魅力を発信し、宮崎県への誘客・交流の促進に繋げるため、屋外出展（約50㎡）を行う。

また、出展にあたっては、県内の学生と協働することにより、将来の造園を担う若い世代の育成を図る。

2 業務の名称

2027年国際園芸博覧会屋外出展業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年12月25日まで

4 業務委託の内容

令和7年に宮崎県が実施した「国際園芸博覧会屋外出展準備業務」の成果を踏まえ、次の業務を行う。

なお、契約締結の日から令和9年3月18日までに下記（1）～（3）の業務を、令和9年3月19日から令和9年12月25日までに下記（4）～（6）の業務を行うこと。

（1）ワークショップの実施

将来の造園を担う若い世代の育成を目的とする。このため、本ワークショップは県内学生と協働して実施することとし、ワークショップ参加者を始めとする若い世代が造園に興味・関心をもつことができるような内容とすること。

- ・実施準備
- ・参加者との調整
- ・コーディネート
- ・参加者へのアンケート

※参加者に対して、参加前後で造園業に対する関心度が増したかのアンケート

（2）保険への加入

出展作品の維持管理に関する必要な保険に加入すること（別添資料1「GREEN×EXPO2027参加者向け保険のご案内」における【各出展者・出店者にご検討

いただきたい保険の例】を想定)。

(3) 出展作品の作成

博覧会で宮崎県が出展する区画において、出展作品を作成すること(作成に必要な植物の手配及び人員・機械の確保等含む)。なお、出展作品の作成、維持管理、撤去・原状復旧にあたっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に規定する許可を受けている者が行うこととし、これに要する再委託については、宮崎県の承認を受けること。

施工図面については、別添資料2「標準図面」に準じて作成することとし、宮崎県の承認を受けること。

工程表については、別添資料3「標準工程表」に準じて作成することとし、宮崎県の承認を受けること。

宮崎県が委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査する場合、これに応じること。

(4) 出展作品の維持管理

博覧会の会期中、上記4(3)で作成した出展作品を見た目、安全性において良好な状態に維持すること。

(5) 出展作品の撤去・原状復旧

上記4(3)で作成した出展作品を博覧会の会期終了後、速やかに撤去し原状復旧(更地を想定)すること。

(6) レガシーの検討

本出展の成果を会期後も広く発信するための手法を県に提案すること。

5 成果品等の納入場所

業務が完了したときは、直ちに成果品、業務の成果に関する報告書及び収支精算書(以下「成果品等」という。)を県へ提出する。

6 関連法令・適用基準等の遵守

業務の実施にあたっては別添資料4「花・緑出展(企業・団体・個人)二次公募要領【屋外出展】(2025.1.31更新)」を熟読の上、関係する法令及び条例並びに関係法規を遵守すること。

また、GREEN×EXPO2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン、アクセシビリティガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守すること。

なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるもの

とする。

7 その他

各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。